

いわき市交通事業者車両維持支援金交付要綱を次のように制定する。

令和4年10月12日

いわき市長 内田 広之

いわき市交通事業者車両維持支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による外出の自粛等により、運送収入の減少に加え、原油価格高騰に伴う事業経費の増加により、経営に大きな影響を受けている交通事業者に対し、交通事業者車両維持支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当するものであり、同意書兼誓約書（第4号様式）の内容を遵守する意思を有するものとする。

- (1) 事業を継続する意思があり、市税を滞納していない者
- (2) いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団又は条例第2条第2号に規定する暴力団員、条例第2条第3号に規定する暴力団員等、条例第2条第7号に規定する社会的非難関係者のいずれにも該当しないこと
- (3) 次のいずれかに該当するものとする
 - ア 道路運送法第4条の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている乗合バス事業者で、市内に本社若しくは営業所を有し、かつ、市内を走行する路線バス又は高速バスを運行している事業者
 - イ 道路運送法第4条の規定により、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている貸切バス事業者で、市内に本社若しくは営業所を有する事業者
 - ウ 道路運送法第4条の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の許可（福祉輸送事業限定許可を含む）を受けているタクシー事業者等で、市内に本社若しくは営業所を有する事業者

(対象車両)

第3条 交付対象車両については、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 対象事業者が市内において一般旅客自動車運送事業を実施するために使用（令和6年度内に自動車継続検査を受検、若しくは、自動車検査証が有効なもの）する車両（令和2年3月31日付け国土交通省自動車局通知「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期

点検について」又は令和2年4月16日付け東北運輸局自動車交通部旅客第二課長事務連絡「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」に基づき臨時休車を行った車両も対象とする。但し、令和7年3月31日までに休車期間を満了（令和6年度内に自動車継続検査を受検、若しくは、自動車検査証が有効なもの）する車両に限る。）

(2) 自動車検査証における「使用の本拠の位置」がいわき市内の住所である車両

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、この要綱の施行日時点において対象者が保有する対象車両の台数に次に定める金額を乗じて得た額を限度として予算の範囲内において交付するものとする。

対象事業者	対象車両	1台あたり支援金額(円)
一般乗合旅客自動車運送事業者	路線バス	100,000円
	高速バス	100,000円
一般貸切旅客自動車運送事業者	貸切バス	50,000円
一般乗用旅客自動車運送事業者	タクシー	25,000円
	福祉輸送自動車	25,000円

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、いわき市交通事業者車両維持支援金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、令和6年7月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいることを証明する書類の写し
- (2) 「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車定期点検について」又は「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に基づき臨時休車を行った車両においては、福島運輸支局に提出した休車リストの写し
- (3) 同意書兼誓約書（第4号様式）
- (4) 申請を行う全ての車両の自動車検査証の写し
- (5) 車両一覧表（任意様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付額等の決定を行い、いわき市交通事業者車両維持支援金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 申請者は、前条に規定する交付決定通知書を受けたときは、いわき市交通事業者車両維持支援金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければな

らない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、支援金を交付するものとする。
(支援金の返還)

第8条 市長は、虚偽その他の不正手段により支援金の交付を受けた者に対して、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(必要事項の調査)

第9条 市長は、支援金の交付に関して必要な事項を調査することができるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年10月12日から実施する。

附 則（令和4年11月24日）

この要綱は、令和4年11月24日から実施し、改正後のいわき市交通事業者車両維持支援金交付要綱は、令和4年10月12日から適用する。

附 則（令和5年7月1日）

この要綱は、令和5年7月1日から実施する。

附 則（令和6年4月1日）

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。